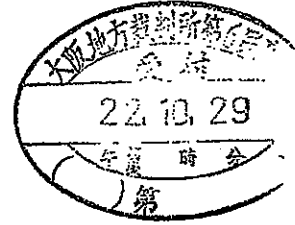




平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市



### 意見書 (4)

平成22年10月29日

大阪地方裁判所第10民事部 御中

相手方代理人弁護士 天 野 勝 介

同 滝 口 広 子

同 志 和 謙 祐

【担当】 同 若 井 大 輔

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立人による平成22年10月19日付主張書面(2)につき、下記のとおり意見を申し述べます。

#### 記

#### 第1 「1 人件費についての平成16年再生計画と実績の比較」に関し

##### 1 従業員の増加について

再生計画を履行する義務のある中、平成18年1月には、かやの広場、かやの中央駐車場指定管理の公募に落選したにもかかわらず、職員を増加させ、社長報酬・給与削減策を復活させるなど、コスト増大につながる経営を行った点

についての申立人の見解を述べられたい。

## 2 役員報酬の増額について

上記主張書面(2)「1」第5段落において、「平成20年3月期には、前年比2000万円増の営業利益計上を見込めたことから、役員報酬を増額したものである。」との記載があるところ、申立人は、平成21年度において駅前駐車場指定管理公募に落選したことから、同年12月、相手方に対して、貸付金の弁済猶予を要望している。このような申立人の経営状態にもかかわらず、役員報酬を増額させるというコスト増大につながる経営を行った点についての申立人の見解を述べられたい。

以上